

東 京 労 働 基 0126 第 3 号
令 和 8 年 1 月 2 6 日

関係団体各位

東 京 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の周知について（要請）

日頃から労働安全衛生行政の推進に付きまして、格段の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第113号）及び「労働安全衛生規則第594条の2第1項の規定に基づく皮膚若しくは眼に障害を生ずるおそれがあることが明らかな物として厚生労働大臣が定めるもの」（令和7年厚生労働省告示第301号）については、令和7年11月18日に公布及び告示され、令和8年1月1日から施行又は適用されることとされたところです。

貴団体におかれましては、ホームページへの掲載等会員事業場に対して改正内容の周知について御協力の程お願い申し上げます。